

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等
について(通知)

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた措置

既に契約済みで、継続中の工事及び業務に関し、受注者から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間延長の申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書の規定に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更の対応を行う。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、令和2年3月15日までの期間とする。

ただし、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2 一時中止等に伴う繰越等の措置

受注者との協議の結果、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

3 感染者情報の提供

従事者への感染が確認された場合、可能な範囲において、受注者から発注者へ情報提供願います。

担 当：建設業課 指導契約班
電話番号：054-221-3059